

三鷹市家庭用生ごみ処理装置等 購入費助成制度のご紹介

三鷹市では、家庭で生ごみを自家処理し、排出段階でごみを減らすために生ごみ処理装置などを購入し、設置した方へ購入費の一部を助成します。

Q1 どうしたら助成金がもらえるの？

A 三鷹市民または三鷹市内に事業所を有する方で、家庭用生ごみ処理装置を購入し、三鷹市内に設置した方（1世帯につき1基まで）

※業務用生ごみ処理装置は対象外になります。

Q2 どんな機種を購入すればいいの？



A メーカーや購入店の指定はありません。

一基の価格が3,000円以上（消費税・付属品・送料・ポイントなどの割引は除く）のコンポスト容器・電気式生ごみ処理機（バイオ式・乾燥式）など。

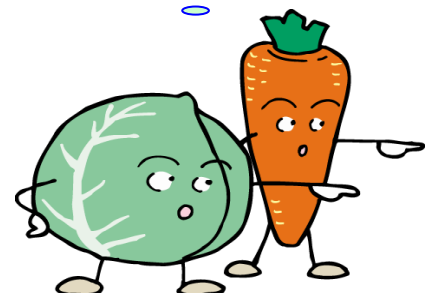
※デスポーザーについては対象外となります。

裏面もあるよ。

助成金交付要綱では、次のようになっています。

家庭用生ごみ処理装置で、次に掲げる要件の2つ以上に該当するものを対象とする。

- (1) 生ごみの減容率が3分の2以上であること。
- (2) 電氣的又は、生物的処理がなされていること。
- (3) 減容物は、土壌改良材として利用できるか、完全に分解していること。
- (4) その他市長が必要と認めるものであること。



Q3 助成金はいくらもらえるの？

A 一基 3,000 円以上の購入金額の2分の1相当額で、2万円を上限とします。

※消費税・付属品・送料は除く。

※販売店等が行っているポイントサービス等の割引分を除く。

※1,000 円未満の端数については切り捨てます。

《例》35,000 円（本体価格）の処理機を購入したとすると？

助成金は、35,000 円×1/2=17,500 円

1,000 円未満を切り捨て、17,000円となります。

Q4 手続きはどうすればいいの？

A ごみ対策課(第二庁舎2階)に次のものをお持ちください。

窓口にて申請書をご記入いただきます。

申請期間は、購入後一年以内です。ご了承下さい。

➤ 領収書（製品名・購入日・販売店・金額・購入者名が記載されたもの）

※通信販売・インターネット等による購入の場合も、販売店が発行する領収書が必要です。

※代引きによる運送会社が発行する領収書、品物に梱包されているお買い上げ明細書の組み合わせでは、無効です。

➤ 保証書（製品名・購入日・販売店の記載があるもの）

※通信販売・インターネットなどによる購入の場合も、メーカーが発行する保証書（販売店独自の長期保証は除く）が必要です。

保証書がない場合は、生ごみ処理装置の使用状況がわかる写真(本体全景と蓋を開けて生ごみが処理されている様子が分かるもの)で可。

➤ 印鑑（シャチハタ不可）

➤ 本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの、または通帳をご持参下さい。

※郵便局の口座をご希望の場合は、郵便局の窓口で、他行からの振り込み用口座番号を通帳に印字してもらい、確認のため通帳をお持ちください。

～三鷹市からのお願い～

使用状況を確認させていただくため、アンケート調査のご協力やご自宅への訪問による確認の実施等を行うことがありますのでご了承下さい。要件に該当しないことが判明した場合、助成金が交付されない場合があります。

なお、処理された物を堆肥としてご使用になる場合は、土となじませてからご使用ください。

【お問い合わせ】

三鷹市生活環境部ごみ対策課

Tel.0422-45-1151 内線 2535

